

第497回宮城海区漁業調整委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招集者 会長 關 哲 夫
- (2) 発送年月日 令和5年8月1日(火曜日)

委員会の開催

- (1) 日時: 令和5年8月9日(水曜日)
午後2時
- (2) 場所: 県行政庁舎9階 第一会議室

議題

審議事項

- (1) 秋さけ固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示(案)について
- (2) さより機船船びき網漁業の制限措置(案)等について
- (3) 定置・区画・共同漁業権の免許申請者の適格性について
- (4) 定置漁業の保護区域の設定に関する委員会指示(案)について

協議事項

岩手・宮城両県海区漁業調整委員交流会について

その他

出席委員

会 長	關 哲 夫	委 員	千 葉 富 夫
会長代理	岩 沼 徳 衛	”	平 井 光 行
”	鈴 木 政 志	”	館 田 あゆみ
委 員	高 橋 平 勝	”	尾 定 誠
”	菊 田 守	”	石 森 裕 治
”	高 橋 一 郎	”	木 村 千 之
”	伊 藤 新 造		

欠隻委員

委員 鈴木章登

委員 大江清明

執行部（事務局）出隻者

別紙のとおり

○事務局 高橋総括次長

定刻となりましたので、ただ今から第497回宮城県海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の委員の出席状況につきましては、現時点で12名の方が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。なお、岩沼会長代理につきましては少し遅れて出席いただく予定となっております。

それでは開会の挨拶を關会長にお願いいたします。

○關会長

（挨拶）

○事務局 高橋総括次長

ありがとうございました。

続きまして、宮城県水産林政部 長谷川副部長に御挨拶をお願いいたします。

○水産林政部 長谷川副部長

（挨拶）

○事務局 高橋総括次長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

お手元の配布資料の右上に番号を振っておりますので、御確認の方をお願いします。

まず資料1といたしまして、審議事項（1）「秋さけ固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示（案）について」、資料2といたしまして、審議事項（2）「さより機船船びき網漁業の制限措置（案）等について」、資料3といたしまして、審議事項（3）「定置・区画・共同漁業権の免許申請者の適格性について」、資料4といたしまして、審議事項（4）「定置漁業の保護区域の設定に関する委員会指示（案）について」、資料5といたしまして、協議事項「岩手・宮城両県海区漁業調整委員交流会について」。

以上5種類の資料となっております。御確認いただきまして、不足等ありましたら事務局もしくはお近くの県当局の職員にお知らせいただきますようお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。關会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○關会長

それでは議事に入りますが、その前に議事録署名委員の指名を行いたいと思います。
本日の議事録署名委員に2番の岩沼委員、9番の伊藤委員を御指名いたします。
それでは、お手元の会議次第により議事を進めてまいりますので、よろしく願います。

【審議事項】

○關会長

審議事項(1)「秋さけ固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示(案)について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。阿部事務局長をお願いします。

○事務局 阿部事務局長

それでは、審議事項(1)「秋さけ固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示(案)について」御説明させていただきます。資料1を御覧願います。

秋さけ固定式刺し網漁業につきましては、さけの帰属を巡る漁業調整課題があることから、太平洋側では北海道から茨城県までの関係道県、そして水産庁で組織します国の秋さけ資源管理調整協議会というものがございまして、そこで管理されてございます。本県では、平成8年度から海区漁業調整委員会の届出漁業、そして14年度からは承認漁業といたしまして、その中で操業区域、操業期間、操業隻数、操業実績の確認など一定のルールで行われてきてございます。

今年度につきましても、引き続き海区漁業調整委員会の指示に基づきます承認漁業として、操業秩序の維持を図って参りたいと考えてございます。本日はここ数年、本県へのさけの来遊が激減しているということと、刺し網漁業の不漁の状況を踏まえ、承認の対象者を一部見直しした上で、取扱いたいというふうに考えてございます。

担当から詳細について御説明申し上げます。

○關会長

阿部事務局長ありがとうございました。それでは、庄子技師をお願いします。

○事務局 庄子技師

1ページ目を御覧頂きまして、まず1番の経過でございしますが、先ほど事務局長から御説明がありましたとおり、本県の秋さけ固定式刺し網漁業は、安定した漁獲と適正な管理を目的として、平成8年度から届出漁業、そして平成17年度からは操業隻数を制限し、管理強化を図るため、承認漁業に移行し、現在に至っております。2番の令和4年度の承認状況であります。委員会指示の承認隻数上限を139隻としておりましたが、実際の承認数は123隻でございました。2ページには、漁協及び支所別の承認状況を示しておりますので、こちらは後ほど御参考にしていただければと思います。3番の令和4年度漁期における秋さけの操業状況については、後ほど御説明いたします。4番の令和5年度漁期の取扱でございしますが、これまで承認対象者の選定には水揚げ実績、過去3か年中2年の実績を有する者を承認してきたという基準がございましたが、その基準をもって承認隻

数の抑制等の措置を講じてきたところですが、近年の秋さけ来遊数の大幅な減少により、従来の委員会指示の内容では漁業現場の現状と制度の乖離が生じている状況でございます。このことを踏まえまして、令和5年度漁期の委員会指示発動に際しましては、承認隻数の上限及び承認対象者を次のとおりとしたいと考えてございます。承認隻数の上限につきましては、令和4年度承認隻数の123隻としたいと考えております。承認の対象者につきましては、継続承認を「令和4年度において承認を受けた者」とし、水揚げ実績は問わないこととします。また、新規承認を「新たに承認を受けようとする者」としまして、新規承認隻数については、継続承認の対象者の方が申請しなかった等により、上限に満たない場合に、その数以内としたいと考えております。

3ページ目からは令和4年度の操業状況について示しております。(1)本県の秋さけ漁業種類別漁獲量ですが、海面の合計は、漁獲量は約31,600尾、漁獲金額は約6,900万円となっております。このうち、県全体の固定式刺し網の漁獲量は約5,000尾、金額は約1,000万円でございます。(2)に漁業種類別漁獲量のグラフを示しておりますが、昨年度は令和3年に引き続き、グラフが見えないほど、漁獲量が極めて少ない状況でございます。(3)に漁業種類別の漁獲割合を示しておりますが、定置網の割合が高い状況で推移しております。

4ページ目を御覧ください。(2)秋さけ固定式刺し網の承認隻数と着業隻数の推移でございますが、一番右側に昨年度の隻数を示しております。承認隻数の上限は123隻であったのに対し、そのうち着業したのは、102隻、着業割合約8割となっております。(3)には令和4年度のトン数階層別の承認隻数を示しておりますので、御参考になさってください。

5ページ目は、秋さけ固定式刺し網漁業承認取扱方針となっております。Ⅰ.承認隻数及び新規承認隻数であります。上限は先ほども御説明したとおり、令和4年度に承認を受けた123隻以内、新規は承認上限隻数123隻から1の承認隻数を除いた数以内いたします。Ⅱ.新規承認者の取扱いであります。1の新規申請の対象者は、令和5年度から新規に着業しようとする者、2の新規承認者の選定はこれまでと変更なく、優先順位1、漁船漁業専業者であること、優先順位2、漁業後継者であること、若者を優先するという方針としております。Ⅲ.その他はここに記載のとおりです。令和5年度秋さけ固定式刺し網漁業新規承認者選定に係る抽選要領となっております。新規承認数が先ほど説明した数を超えた際に、まずは優先順位で選定いたしますが、順位が同一となった場合に使用するものとなっております。後ほど御確認いただければと思います。

7ページから10ページまでは委員会指示及び承認事務取扱要領の新旧対照表となっております。ございまして、主な変更点といたしましては、5の承認隻数、6の承認の対象者となっております。

逆向きになってしまいますが、15ページから11ページまでは委員会指示として公報に登載いたします原案を縦書きにしたものでございます。

16ページから27ページにつきましては、申請書の様式などとなっております。

最後、28ページ目ですが、今年度の秋さけ固定式刺し網漁業の承認日程(案)となっております。こちらは国の秋さけ資源管理調整協議会により管理されておまして、先日8月4日にWEB会議が開催されまして、昨年度の実績と今年度の考え方について説明し、

了承頂いております。また、本日、海区委員会で委員会指示内容について、審議を行い、承認いただければ、8月18日(金)の委員会指示を発動いたしまして、8月19日から31日までを期間といたしまして、申請を受付し、次回、9月の委員会で新規着業希望者等の承認について、御審議いただき、9月25日の操業開始といったスケジュールを考えてございます。

説明につきましては、以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○關会長

はい、ありがとうございました。事務局からの説明が終わりましたので質疑に入ります。御質問等ございましたら御発言願います。

なお、発言に際しましては、挙手の上、議長の指名を得てから、番号及び氏名を述べて、御発言をお願いします。

御質問ありませんか。はい、鈴木会長代理。

○鈴木会長代理

お尋ねしたいんですけども、説明は分かりました。上限は123にして、そこから例えば申請者がいなかったり、廃業者が出た場合に新規を認めるという事ですよね。例えば、廃業の許可を申請しなかった場合の許可は、支所扱いになるのか。県で管理するのか聞きたいんですけど。

○關会長

どなたがお答えいただけますか、芳賀さんお願いします。

○事務局 芳賀次長

上限隻数から未申請があった場合は、その分、承認隻数は減りまして、その差の部分は支所さんなりで保有しているということではございません。これまでですと、この委員会指示がスタートした当時、平成17年当時だと300隻ぐらいの承認隻数がありまして、その操業隻数なりを抑制していくような流れがありましたので、その減った分に関しましては翌年のその承認隻数そのまま減ると言うような形でこれまで運用して参りました。

○鈴木会長代理

例えば、123と決まっている隻数を減らしたら、それ以上増やされないという解釈でいいか。その余った123の隻数のうちから、例えば5つ余りましたと、それは今まで申請していた支所内で管理できるものなのか、それともそれを県が管理するのかということですよ。

○事務局 芳賀次長

一括で県の方で管理しております。

○鈴木会長代理

これ刺し網に限ったことではないんだけど、例えば底曳きや貝桁でいろいろな許可が出ていて、組合で管理している部分ありますよね。だから、そういう許可でも、結局は県が全部統括するべきではないのかなと思っているんですよ。これ個人個人で例えば売り買いしたり、そういうふうなことも事案として昔はあったんだから、その許可管理というのは、県が徹底してやるべきだと思うんですけどもね。

○關会長

いかがですか、阿部事務局長。

○事務局 阿部事務局長

秋さけ固定式刺し網漁業は海区委員会で管理しているものなので、最終的には減った分は一旦、海区委員会の方に戻してもらって、また来年123でいいかもっと減って110でいいかという部分は現場の秋さけ固定式刺し網をやっている業界の人たちの意見を聞きながら、その都度、決めていきたいと思っています。今まで承認して導入する前は300隻以上あって、漁場が狭いということでどんどん減らしていきましょと、3年中2年操業した人は操業の対象になります。そういった形で、それに満たない人はどんどん減らしたところ、最終的には123になったということでありまして、そこで減った分は、今回新規に若干回したいので、そこに満たない部分がもしあれば海区で扱うということで支所の扱いではないというところで管理していきたいということでございます。

○鈴木会長代理

一応は、分かりました。

○關会長

他にございませんでしょうか。

なければ、「秋さけ固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示(案)について」、審議の結果、承認隻数の上限を123隻とし、指示を発動することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。よって異議なしと認め、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。事務局は公報登載手続きをお願いします。

○關会長

次に、審議事項(2)「さより機船船びき網漁業の制限措置(案)等について」を上程いたします。県から御説明をお願いします。課長をお願いします。

○水産業振興課 阿部課長

それでは資料2を御覧願います。審議事項(2)「さより機船船びき網漁業の制限措置(案)等について」、御説明申し上げます。令和2年12月1日に施行された改正漁業法によりまして、知事許可漁業につきましても、大臣許可漁業と同じように許可手続き等を行うよう規定されました。その中で許可の制限措置を定めまして、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で公示を行うこととさせていただきます。

本日は漁業法の第58条、それに準用します第42条第3項の規定に基づきまして、11月から操業期間を迎えますさより機船船びき網漁業の許可にかかる制限措置の内容につきまして、御審議をいただくものでございます。

なお、この漁業許可につきましては、1年許可となっております。その都度、1年ごとにこの制限措置を定めるような形になってございますので、今回も御審議をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。説明は担当からいたします。

○關会長

それでは永木技術主任主査お願いします。

○水産業振興課 永木技術主任主査

資料2を1枚おめくりいただきまして、こちらがさよりの制限措置等の内容について委員会に意見を求めますという内容の諮問文書というふうになっております。

2ページ目を御覧ください。こちらが本日、御審議いただく制限措置等の内容というふうになっております。こちらにつきましては後ほどまた戻りまして説明の方させていただきますと思います。

先に3ページ目を御覧ください。3ページ目以降でございますけれどもさより機船船びき網漁業の概要についてということの内容の資料になっております。1番のさより機船船びき網漁業の概要ということで、そのさより機船船びき網漁業につきましては、本県沿岸域において11月から3月までさよりを漁獲対象として船びき網を用いて2隻の漁船が一組になった形で操業する漁業というふうになっております。2番の許可制に係る経緯というところでございますけれども、こちらの部分につきましては、昭和42年に許可方針が制定されまして、許可制となったものでございまして、その後、昭和54年には底曳網漁業との兼業船に関する禁止区域の設定であるとか。平成3年には許可枠上限の設定、それから30年には過去3年間の実績に基づく許可対象者の整理等の経過をたどってきたところでございます。次に、3番の水揚状況でございますけれども、それについては全国的な国の統計がございませんので、石川県で過去に研究で調べた内容によりますと、全国の水揚量は1,129トンから1,406トン程度というふうを集計されております。また、下のグラフの左側の方なんですけれども、こちらは築地豊洲市場の取扱実績の推移となっております。取扱数量は平成19年あたりまでは全国で200トン、平成30年までは100トン以上あったんですけれども、その後は減少傾向となっております。令和元年以降100トンを割っている状況となっております。ただ、一方で宮城県の漁獲実績なんですけれども、下の右側のグラフになります。平成28年とか29年までは約5トン程度

までやはり減少傾向ではありましたが、平成30年以降は水揚げが増えまして、昨年は45トンということで、非常に好調という状況でございます。

4ページを御覧ください。4番のさよりの資源についてということで、(1)のさよりの生態と分布というところですが、さよりにつきましては、表層を遊泳する内湾性の回遊魚ということで、春から夏に産卵するということで成長が早く、10月頃には20cmに成長するということで、寿命は2年ということでございます。資源評価がもっとも新しいものが令和3年になるんですけれども、こちらでは資源水準は「低位」、資源動向は「横ばい」というふうに判断されております。(2)の漁業者による自主管理ということで、宮城県では宮城県の小型漁船漁業部会の機船船びき網漁業委員会の方で自主調整方針を策定いたしまして、自主管理を行っているところでございます。操業期間、操業区域、一日当たりの漁獲量、操業時間、休漁日、操業秩序事項など、きめ細やかなルールを定めて操業しているところでございます。次に5番の許可の概要でございますけれども、(1)の制限措置の表ですけれども操業区域につきましては、宮城県沖合海面というふうになっております。沖合海面の中の下の(1)から(6)の区域を除く海面ということでございます。漁業の時期は11月1日から3月31日まで、船舶の総トン数は15トン未満、許可すべき船舶等の数は74隻というふうにしております。こちらの隻数の設定につきましては、後ほど説明させていただきます。許可の有効期間に関しましては、1年となっております。

5ページ目を御覧ください。許可の条件でございますけれども、下のポツのとおり定置網からの禁止区域、それから養殖施設からの距離に関する操業禁止、それから漁具の着底禁止、夜間操業禁止、さけます稚魚の採捕禁止などの条件を設定しております。6番の許可の対象でございますけれども、こちらが先ほどの隻数のところに関係いたしますが、こちらについては、平成30年の漁期から許可枠というものを設定しております。震災によって経営体と漁船が減少したということで、震災前の許可数が100隻だったんですけれども、こちらを許可枠の上限といたしまして、当面はこの許可枠の上限の8割ということで、80隻を運用枠として運用するというふうなことで設定しております。許可処分取扱要領の中で、その規定に基づきまして、宮城県小型漁船漁業部会の方から許可希望隻数の取りまとめを県に提出していただきまして、県ではその許可希望隻数を踏まえまして、海区漁業調整委員会に諮問をするための公示枠の案を設定するという流れになっておりまして、今回は希望隻数が74隻ということでございましたので、運用枠の範囲内ということで、今回の制限措置の許可すべき数としては74隻というふうに定めたところでございます。下の表につきましては、平成30年から過去5年の許可件数の推移を示したものでございます。昨年につきましては、許可件数が70隻となっております。(2)といたしまして、今年度の許可すべき船舶等の数ということで、参考といたしまして、下の表に過去6年間の許可隻数、それから着業隻数、その年の漁獲数量、金額、平均単価、1隻当たりの数量、金額というふうに載せてございます。②の許可をすべき船舶等の数というところですが、先ほど申し上げましたとおり、この漁業につきましては、平成30年以降、着業数が増えておりまして、水揚げを増やしているということで、今後も1年許可として漁期ごとの資源動向等を確認する必要があるというふうに考えております。自主調整方針を定めまして、資源管理等を図っております、県の小型漁船漁業部会さより委員会の意見を聴いた上

で、公示枠は74隻ということで考えております。

2ページ目にお戻りいただきたいと思います。こちらが許可の申請開始に当たり、公示をする内容の案となっております。1番の表のところでございますけれども、先ほど説明いたしましたとおり、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数につきましては74隻と記載しております。(2)といたしまして、許可または起業の認可を申請すべき期間でございますけれども、こちらが今年の9月15日から10月16日までということで設定することを考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○關会長

どうもありがとうございます。県から説明終わりましたので質疑に入ります。御質問ありましたら御発言願います。発言に対してはいつもどおりお願いします。どなたか質問ございませんか。

それでは私から1つ。3ページのグラフを見ると、令和4年度に、全体がこれ何トンかな、8トンぐらいのうち、宮城県の漁獲が3トン獲っているんですが、そして国の資源評価では低位で横ばいとあるんですけど、県の許可74隻でずうと獲るのを増やしていったら漁獲過多になりませんか。

はい、永木さん。

○水産業振興課 永木技術主任主査

御指摘のとおり、築地の方の実績につきましては、全体で100トン割るような感じですね。80トンぐらいですかね。それに対して宮城県の漁獲実績が令和4年につきましては、45トン程度ということで、数も伸びているというところがございます。ただ、許可隻数につきましては、運用枠の範囲内ということで70から80隻の範囲内でやっております。5ページ目の下の方の表を見ていただきますと、実際の着業隻数の方は、だいたい60%ぐらいの40隻から50隻というところここ数年は推移しているというところがございます。ただ、資源水準に関しましては、評価ではやはり低位で横ばいということなので、引き続き1年許可として資源状況とかCPUEとか、そのあたりを見ながら隻数の方も考えていく必要があるのかなと思いますけれども、現在のところは一応、宮城県に関しては漁獲実績は減っていないというところで1年許可の範囲で状況を注視していくというところになるかなというふうに思っております。

○關会長

そうですか、74隻にしても、実際に着業するのはやっぱり相当減ると予想しておられるでしょうか。はい、どうぞ、永木さん。

○水産業振興課 永木技術主任主査

なんとも言えないところではございますけれども、毎年、大体全隻数が着業するわけではないようで、やはりその年の漁場形成であるとか、価格が非常に高いようでございます

けれども、他に収益に結びつくような漁業があれば、そちらを操業されるということでしょうと思いますので、何とも言えませんが、状況としては、傾向としては全隻ではないというところでございます。

○關会長

分かりました。どうもありがとうございました。他にございせんか。ないようですね。なければ、県から諮問のあった「さより機船船びき網漁業の制限措置（案）等について」は、原案どおりで差し支えない旨答申することに御異議ございせんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め、令和5年8月8日付水振第389号により、諮問のあったこのことについては、原案どおり差し支えない旨答申することといたします。

○關会長

次に、審議事項（3）「定置・区画・共同漁業権の免許申請者の適格性について」を上程いたします。県から説明をお願いします。阿部課長をお願いします。

○水産業振興課 阿部課長

それでは、資料の3でございます。審議事項（3）「定置・区画・共同漁業権の免許申請者の適格性について」を御説明いたします。資料3分厚いですが、クリップを外して御覧いただければと思います。これまで御審議いただいております令和5年度の漁業権一斉切替えにつきましては、5月の海区委員会において漁場計画につきまして御審議いただき、原案のとおりで差し支えないという答申をいただいております。これを受けまして県では5月30日付で漁場計画と免許の申請受付期間を公示いたしまして、これを7月31日までということで申請を受け付けいたしました。この結果、公示しました全ての漁業権に免許申請がございましたので、今回、漁業法第70条の規定に基づきまして、免許の申請者の適格性について御審議をいただくものでございます。詳細は担当から御説明申し上げます。

○關会長

阿部技術主任主査をお願いします。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

お手元の資料は3種類ございまして、右上に資料3と記載されたホチキス止めの資料。続きまして、右上に参考資料と記載された、A4一枚もので、漁業法における関係法令抜粋と題した資料、最後に漁場図をお配りしております。こちらの漁場図につきましては、

定置漁業権・区画漁業権・共同漁業権の図面を参考につけさせていただきましたので、後ほど御覧いただければと思っております。

それでは、まず初めに、免許申請者の適格性の有無の判断ですが、こちらは漁業法で定められておりますので、その内容について、まず御説明させていただきます。資料は右上に参考資料と記載されたA4一枚もので御説明いたします。まず、県知事が免許してはならない事項として、漁業法第71条で定められておまして、その第1項第1号において、申請者が次条つまり第72条に規定する適格性を有する者でない場合と定められてございます。その適格性ですが、大きく2つございまして、網掛けになっております、個別漁業権と団体漁業権で条件が異なっております。まず、個別漁業権についてですが、漁業法第72条第1項では、個別漁業権の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とされております。その1つ目としましては、漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。2つ目としまして暴力団員等であること。3つ目としまして法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。4つ目としまして暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。こちらの規定につきましては、例えば、漁業生産組合、株式会社や個人などが申請する場合に適用されるものとなっておりまして、本県では定置漁業又は個別の区画漁業の申請が該当いたします。一方で、その下の第72条第2項ですが、こちらが、団体漁業権ということで、漁業協同組合が申請する場合に適用される内容となります。その内容につきましては、こちらもさらに2つございまして、1つ目が類似漁業権の区画漁業権、2つ目が新規の区画漁業権又は共同漁業権となります。1つ目の類似の区画漁業権につきましては、その申請する組合の組合員のうち、関係地区内に住所を有し当該漁業、例えば、藻類養殖業であれば、藻類養殖業を営む世帯の数が、関係地区内に住所を有し、藻類漁業を営む者の世帯の数の3分の2以上であるものとされております。続きまして、2つ目の新規の区画漁業権又は共同漁業権の適格性についてですが、今御説明いたしました類似漁業権との違いというのが、類似漁業権の場合は当該漁業を営む者の世帯数となっていたところが、こちらは1年に90日以上沿岸漁業を営む者となっております。以上が、免許申請者の適格性に係る漁業法の規定となっております。

資料3を御覧ください。県知事から海区委員会会長宛ての適格性についての諮問文書の写しとなっております。さらに1枚おめくりいただきますと、「定置漁業権・区画漁業権・共同漁業権の免許申請者の適格性について」と題した横の資料となっております。こちらの資料は、免許申請のあった書類を県の方で確認いたしまして、県として適格性を審査した結果をまとめた資料でございます。それでは、また1枚おめくりいただき1ページ目を御覧ください。1ページから2ページが、今回の免許申請の状況と、県として申請者の適格性の有無を確認した総括表となっております。免許申請の件数の合計が右上に記載されておまして、定置漁業権が34件、区画漁業権が462件、共同漁業権が117件となっております。なお、1つの漁場に対して複数の申請者が重複して申請する、いわゆる競願というものはございませんでした。まず、上段の1番、定置漁業権に関しましては、県で定められた漁場計画34件に対して、同数の34件の申請がございました。その内訳は、

北部の唐桑から志津川までが17件、中部の旧北上町から旧石巻市までが17件の申請がございました。

3ページ目、4ページ目を御覧ください。こちらはそれら定置漁業権の申請に関する詳細を記載したものでございます。3ページ目の一番上の、定第1号を例に出して御説明しますと、こちらの申請者は大沢網株式会社となっております。定置漁業権の適格性につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、漁業法第72条第1項の規定に基づき、法令を遵守しているかといったところの要件がございました。資料の5ページを御覧いただきますと、申請者である大沢網株式会社の適格性を県として確認するために、大沢網株式会社の方から提出をいただいた適格性に関する誓約書を載せております。この誓約書には、関係法令の遵守や暴力団員等の該当というものを記載しておりまして、申請者がいずれにも該当しないことを誓約するものでございます。県といたしましては、こちらの誓約書を確認いたしまして、この定第1号の免許申請者である大沢網株式会社については、漁業法第72条第1項の各号に該当せず、要件を満たすものと判断してございます。1ページにお戻りいただきまして、今、定第1号の方を御説明いたしましたけれども、以下、定第2号から34号まで、同様に確認いたしまして、34件全てにおいて、適格性があるものと考えております。

続きまして、総括表の中段から下の2番、区画漁業権について御説明いたします。こちら県で作成いたしました漁場計画462件に対しまして、同数の462件申請がございました。申請者につきましては、宮城県漁協、牡鹿漁協、石巻市漁協、塩釜市漁協、そして桃浦かき生産者合同会社の5者から申請がございました。資料16ページから40ページまでが、その区画漁業権の申請に関する詳細を記載したものでございます。区画漁業権の申請を代表いたしまして、一番最初の区第1101号を例に御説明いたします。表の漁場計画番号と書かれた欄に区第1101号が書かれてございまして、漁業種類は貝類等垂下式養殖業、関係地区は気仙沼市唐桑町、申請者は宮城県漁業協同組合となっております。その右側の欄から適格性の審査の欄となっております。区第1101号については、既存漁場の類似漁業権でございますので、関係地区内に住所を有し、当該漁業である貝類等垂下式養殖業を営む総世帯数が38世帯、うち当該漁業を営む宮城県漁協の組合員の世帯数も38世帯ということで、38/38ということで、要件の2/3以上を満たしているというものでございます。

以上から、県としましては、区第1101号についての免許申請者、宮城県漁協には、適格性があると考えてございます。以下、区第1102号以下、1件、1件、同様に確認してございまして、宮城県漁協、牡鹿漁協、石巻市漁協、塩釜市漁協の4つの漁協から申請のあった全部で458件、こちら全てでそれら漁協さんに適格性があると県では考えてございます。

続きまして、資料31ページから32ページを御覧ください。こちら漁場番号の区第2619号から2622号、ちょっとページがまたがってございますけれども、こちらの4つの区画漁場におきましては個別漁業権となっており、桃浦かき生産者合同会社が申請しております。個別漁業権の適格性につきましては、先ほどの定置漁業権の適格性と同様、漁業法第72条第1項の規定に基づき、法令を遵守しているかといったところの要件によ

って適格性を判断することとなります。資料の41ページを御覧ください。こちらが、桃浦かき生産者合同会社から適格性に関する誓約書の提出がございまして、その内容を確認いたしまして、県としましては、桃浦かき生産者合同会社に適格性があるということで考えております。以上で、今回区画漁業権の免許申請をされた4つの漁協と桃浦かき生産者合同会社全てに適格性があるということで判断してございます。

続きまして、資料の2ページにお戻り願います。最後に共同漁業権について御説明いたします。こちらも漁場計画件数117件に対しまして、同数の117件の申請がございました。内訳としまして第1種共同漁業権が59件、第2種共同漁業権が56件、第3種共同漁業権が2件となっております。申請者につきましては、宮城県漁協、牡鹿漁協、石巻市漁協、塩釜市漁協の4者から申請がございました。資料の42ページを御覧ください。42ページから最後の52ページまでが、共同漁業権の申請に関する詳細を記載したものでございます。42ページから46ページまでが第1種共同漁業権、47ページから49ページまでが第2種共同漁業権、50ページが第3種共同漁業権となっております。42ページにあります一番最初の共第101号を例に御説明いたします。表を御覧いただきまして、漁場計画番号共101号と書かれた欄の右側に漁業名称がありまして、さらにその右側の関係地区は気仙沼市唐桑町、申請者は宮城県漁業協同組合となっております。その右側の欄から適格性の審査の欄となっております。共同漁業権については、関係地区内で90日以上沿岸漁業を営む総世帯数が118世帯、うち組合員の世帯数も118世帯ということで、要件の2/3以上を充たしているというものでございます。以下の共同漁業権についても、1件、1件、同様に確認してございまして、宮城県漁協、牡鹿漁協、石巻市漁協、塩釜市漁協の4つの漁協から申請のあった全部で117件、こちら全てでそれぞれ漁協さんに適格性があると県では考えてございます。

駆け足の説明で恐縮ですが、以上が定置・区画・共同漁業権の適格性についての説明となりまして、全ての申請者について適格性があると県では考えてございます。説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○關会長

阿部さん御苦労様でした。県から説明終わりましたので質疑に入ります。御質問ございましたらお願いします。発言は前と同じにしたいと思います。はい、石森委員お願いします。

○石森委員

区画漁業の22ページなんですけど、今回、区画漁業の1つに大きくしていいとのこと拡大したんですけど、石巻東部支所の福貴浦港に入る航路がないんじゃないかって。今まであったんですけど、いや、そこは航路を作ってくださいっていうことで。その件について、今まで白い浮標灯だけだったんですけど、今回右舷と左舷、緑と赤、8基つけてくださいと言われたんですけども、これ、今日、事務所でおかしいなって。今まで全部白でこの航路も今までずっと白でやってきたのに、なんで今回、右舷左舷の緑と赤にしなくちゃいけないのか、それ聞きたいなと思っています。

○關会長

はい、どなたか、阿部さんお願いします。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

石森委員の方から御質問あった標識の関係だと思いますが、今回漁業権の区画を統合する漁場がたくさんあったということで、海保協議という形で公益協議を進めて参りましたが、今回、石巻区域に限らず、気仙沼ですとかそういったところも、非常に区画を統合するというので、海上保安部も海難事故とかが起こるんじゃないかと非常に危惧しております。このタイミングで、右舷、左舷に船舶航行上の浮標灯を導入できるところは導入していただきたいという要望を海保の方からもらいまして、ただ、やはりどうしても経費がかかってしまうものになるので、そこは漁協の支所さんと確認をして、導入してもらえるところについては条件に盛り込みましょうという形で調整を進めてさせていただきました。今回、支所さんの方から、一応、大変申し訳ないですけども、同意をいただいたというところで、条件の方に盛り込ませていただいたと言う形になります。なかなかそこが難しいという支所もございまして、そこは導入できる範囲の中で、条件に盛り込んできたという経過がございます。

○關会長

はい、石森さん、お願いします。

○石森委員

今回、かきの沖出しでこの漁業権の中にかきを沖出しして、浮標灯全部つけたんですよ。今までどおり航路ずっとつけていったんですよ。それで毎年6月になって、沖出しする前に浮標灯全部揚げて、点検して点かないのは新しく変える、電球切れているのも変える、壊れているのは全部新しく補充するというので全部新しくしたんですよ。それで全部この航路に設置して行って、またさらに右舷左舷の浮標灯を用意しなくちゃいけないということは、莫大なお金がかかる、安いもんじゃないから。

例えば、石巻港に入るときに一番沖にだけ赤と緑があるよね。塩釜港に入るときも赤緑でしょう。一番沖の航路に入る、一番沖だけではだめなのかなと思って。航路のとおり8基も、例えば、多分200メートル間隔ぐらいになっていると思うんだけど、全部、赤緑にしなくちゃいけないって、この航路どおりに走ればいいけど、帰ってくる時にいろんな漁場から帰ってくるから、右左わからなくなってしまうと思ってさ。まあ自分たちの航路だから、もう目つぶっても歩けるんだけど、むしろ斜めからとか反対から見たら分からなくなってしまうんじゃないかなと思って。沖の一番入口だけ緑、赤だったら分かるんだけど。最後に漁港に入って行くときは防波堤必ず舷灯、右舷左舷の舷灯がついているでしょう。

ずっと航路に8基用意すると、支所の方から命令が来たということで、海区に行ったらちゃんとそこを確認してくれと事務所の方から電話来たんだけど。

○關会長

そういう事情だそうですが、いかがなんでしょうか？はい、阿部さん、どうぞ。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

すみません、8基の導入が難しいという話をいただいたところなんですけれども、やはり海保との協議の中で、当然、通常漁業を営んでいらっしゃる方が分かりやすい様にというのも必要なんですけれども、どうしてもプレジャーボートですとか、ほかの海面を利用されている方々が分かりやすいようにということで、色付きの標識を導入してくださいということで、海保から色付きの標識の導入というものを勧められまして。支所さんの方との確認で、そちらの標識が設置可能ということで回答いただいたので、県の方では条件の方に盛り込ませていただいたんですけれども、海保の方も、すぐにはやっぱりそんな簡単に入れられないっていうのも分かっています、今更新されたばかりみたいな話もいただいたんですけど、次の切り替えのタイミングですとか、そういったタイミングで順次導入していただくような形で進めていただければありがたいというふうに考えてございます。

○關会長

はい、石森委員どうぞ。

○石森委員

新しい普通の浮標灯を用意して、例えば沖に2基、用意すると。来年に8基用意するとか、来年半分、来年まで4基用意するとか、次の年に4基用意するとかというならだけど、一気に8基も、今までどおりの浮標灯を全部用意したのに、さらにまだ用意しろということだから、国の方で助成するとか補助するよというなら分かるけど。

趣旨は分かるんだよ。他の船も時化などで、まあうちに入ってくるのは漁船しかいないけど、風等でプレジャーボートみたいな船が入ってくる時にどうするの、ということだと。航路がだいたい200メートル近くあるから、目つぶっても来れるとは思いますが。だからそんなに何百メートル先まで用意する必要あるのかなと思ってさ。要所要所に浮標灯はついてんだよ、分かるように。だからこの一気に8基付けなきゃいけないのかということも聞いて、うちでは一番沖には今年しょうがないから2つ付けるとか、運営委員会で報告しなきゃいけないのでちゃんと聞いてきてと言われたので、よろしくお願いします。後で支所の方に回答をお願いします。

○關会長

回答いただけますか。私の理解では、1基数十万するんだそうですよ。だから、そういう過去のルールでやってきたことを変更してくれという海保の要望は分かりますけども、それを一気にというのは非常にづらいという石森委員からの御指摘なんですけど、はい、芳賀さんお願いします。

○水産業振興課 芳賀技術補佐

はい、石森委員の御発言ですが、今回諮問させていただいております適格性の審査の議論から、関係はしますけども、ちょっと離れた内容だと思います。いずれ灯標の関係に関しましては、これまで各所と調整した経過もありますし、支所さんの方でも運営委員会で説明するための考え方をはつきりさせないということでしょうから、それに関しましては、別途、支所さんと打ち合わせの場を設けて、御説明したいと思います。

○石森委員

よろしく申し上げます。

○關会長

それでは元に戻って適格性の話に戻りまして、どなたか御質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。はい、尾定委員申し上げます。

○尾定委員

ちょっと教えてもらいたいんですけど、第一種共同漁業権の中で色々こうあるんだけど、あかざらがいって結構、気仙沼からずっとパラパラ出ているんですけど、よくほやにくつついていて、出荷するといっしょに出てくるっていうのはあるけども、これは具体的にどういう流通で、どういう消費の方向で実際なっているのか。あまりスーパーでも見かけないから、どういう形で流通しているのか。結構いろんなところであかざらがい書いてあったので、申し上げます。教えてください。

○關会長

お答えできますか。芳賀さん、申し上げます。

○水産業振興課 芳賀技術補佐

あかざらがいですが、三陸地方でも特に北の方が中心だと思います。気仙沼地域ですと、スーパーでもポイルになったものが販売されていて、ローカルな流通ですけれども、販売としては成立しております。確か石巻の半島の方にも、一時期、物が足りなくて買い付けに行ったというような話も数年前にあったと思うんですが、いずれ最近ですと、貝毒の長期化によって出荷される分というのは少なくなっていますが、以前ですと、気仙沼の湾奥の方であかざらがいの養殖の方にも取り組んで普及を目指していこうという矢先に、貝毒が長期化しやすい品目だということが分かって、今は養殖自体、無くなりましたけれども、気仙沼中心、岩手県ですと釜石山田ぐらいまででしょうか、小さいローカルのマーケットで流通しております。

○尾定委員

分かりました。貝柱がほたてがいより味が濃くてうまいんだけどなって、みんな分かっているんだけど、もっとマーケット広がらないかなというのは個人的な希望なので。どう

もありがとうございました。

○關会長

他にございませんか。なければ、県から諮問のあった、「定置・区画・共同漁業権の免許申請者の適格性について」は、原案どおりで差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め、令和5年8月7日付水振第401号により、諮問のあったこのことについては、原案どおり差し支えない旨答申することといたします。

○關会長

次に、審議事項(4)「定置漁業の保護区域の設定に関する委員会指示(案)について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 庄子技師

私の方から資料(4)「定置漁業の保護区域の設定に関する委員会指示(案)について」、御説明させていただきます。

表紙を1枚おめくり頂きまして、定置漁業の保護区域に関する委員会指示についてということで、御審議いただきました、定置漁業権34件につきまして、令和5年9月1日から令和10年8月31日までの定置漁業権について、保護区域を設定するものでございます。この保護区域は昭和4年から設定されておりまして、昭和41年より委員会指示が発動されているものでございます。今回の漁業権一斉切替えにあわせて、現在発動させている委員会指示の有効期間が今年の8月31日までですので、一斉切替え後の新免許に対応する委員会指示を発動することについて、本日御審議いただくものとなっております。

委員会指示の内容でございますが、定置網漁業の保護区域内では当該漁業に著しく支障を及ぼす漁業、遊漁を行い、当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為を行ってはならない、という委員会指示となっております。指示の期間ですが、新しい定置漁業権の免許の有効期間と合わせまして、今年の9月1日から令和10年8月31日までとしたいと考えてございます。保護区域の範囲でございますが、過去に定置漁業において魚種をうたっていた時代という、旧ぶり・まぐろ定置については保護区域が広く、前面で1km、沖合400m、後面200mという範囲での保護区域の設定になってございます。また、旧いわし・雑魚定置につきましては、範囲が先ほどよりも若干狭い、前面で600m、沖合200m、後面100mという保護区域の設定となります。こちらにつきましては、現在発動しております委員会指示による保護区域と同一の範囲となっております。

下の図は、保護区域の概略図でございます。実際に委員会指示の内容でございますけれども、裏面をお開きください。こちらが県の公報に登載する原案となっており、定第1号から定第34号まで、定置漁業権34件全てについて、記載のとおり保護区域を設定するものであり、委員会指示の内容は先ほど御説明したとおりです。御審議のほど、よろしく願います。

○關会長

事務局からの説明が終わりましたので質疑に入ります。御質問ございましたら願います。発言は前と同じにしたいと思います。木村委員願います。

○木村委員

この1,000mというのは、昭和4年からずっとこうなってますか。

○事務局 芳賀次長

申し訳ございません、その昭和4年の部分に関しては、確認しておりませんでした。また、私の記憶ですと平成5年からはこの1,000mという数字は使われたと記憶しております。

○木村委員

今、1,000mはずいぶん過保護のような気がするんだけども。

○事務局 芳賀次長

その辺、実際に定置の場所によって、確かに保護区域を設定せずに、定置の入網の方に支障をきたすということも、これはこれで防がなきゃいけないことだと思いますし、あと定置の設置されている定置漁業権、設置されている場所によって、地元の漁協の共同漁業権の方と、区域が重複している場合もあると思います。ですので、著しい支障をきたす行為を禁止というような形での委員会指示の発動としておりました。実際にどのような支障をきたす行為という部分は、定置免許を受けた定置漁業者さんと共同漁業権を管理する漁協の方でお話をさせていただいて運用していただければと考えております。

○關会長

木村委員、それでよろしいですか。納得できないような様子です。

○木村委員

俺はこれあんまり過保護だと思うんだよな、保護する保護すると。1,000m、何するの。

○關会長

という御意見ございますか。鈴木会長代理願います。

○鈴木会長代理

今の保護区域についてなんですけれども、この文章等が漁業に著しく支障を及ぼす漁業・遊漁となってるんですけども、これ曖昧なんじゃないですかね。1,000mはどうか、例えば刺し網区域の中で保護区と言ってるんですけども、この中に入った場合には、例えば、漁業者はお互い管理しているんだけど、遊漁船の入った場合、例えば、県の方でうみたかがいるにも関わらず、そういうところを見回りして、例えば、定置の1,000m以内に入った場合の漁業者に対しての指導だのなんだのしているんですかね。

○事務局 阿部事務局長

定置の保護区域、前面後面ございますが、先ほど芳賀からも話しがあったように、その区域に入ったからすぐよけるとか撤去しろというような、そのルールじゃなくて、やはりこの海をこう両方で使うという部分で著しいという表現をしてございます。一方、仙台湾の保護区は、まこがれいを中心とした資源を管理するという部分の保護区域という意味なので、その中で遊漁した場合は取締船で指導したりはしていますが、こちらの定置はあくまでも、同じ海で漁業をしている人と、有効に使っていくという部分の漁業法の趣旨もございまして、著しくという柔らかい表現にしているというようなことで理解をお願いしたいと思います。

○鈴木会長代理

理解は頭ではできるんですけども、保護区域という名目を使う以上、それなりの規定がなければ、この著しくというのは、例えば、どうとも取れるという意味じゃないですか。

○事務局 阿部事務局長

その部分でその漁業、定置の免許者とそこで操業する漁業者の方で、例えば、トラブル等があれば話し合いで解決できる部分をシェアで解決する。そういったことで運用できればと言うことで考えております。

○鈴木会長代理

事務局長自ら説明するのだから、もう納得しなくてはいけないのだろうな。でも、このやっぱり県のこのなんていうのかな、文章というのは、前から思ってるんですけども、曖昧さが見え隠れしている部分が多いんで、そこではっきりしたような文言で、作成するようなことを考えて貰わないと、漁業者は大変困惑するんじゃないかなと思うんで、そのことよろしくお願いします。

○關会長

という希望があるということで、今後に向けて改善をお願いします。
木村委員、どうぞ。

○木村委員

要するに定置を守るという意味じゃないか、他の漁具を入れさせないで。定置網の漁業者が嫌いな訳ではないけれども。

○關会長

今1,000mだとそういう気持ちが出てくるそうですが、どれぐらいだとそういう気持ちにならないとお考えですか。

○木村委員

この1,000mも余計だと思うんだけど、決めてしまったんだとは思っただけだね。

○事務局 阿部事務局長

定置漁業権のこの保護区域も宮城県でも重要な漁業ですし、それ以外の漁業も大変重要な部分で、昭和63年、平成5年、記憶の部分ではその時から大回遊魚の旧ぶり定置につきましては、それなりの保護区域を設定して来たと言う経過がございますので、これを例えば、500mとか200mとかというと、また、協議しなきゃないと部分もございますし、この1,000mと600mという部分で、今回の漁業権の部分で保護区を設定させてもらって、次回1,000mがいいか、その辺はもう少し協議しながら整理が必要であれば整理したいというふうに思います。

○木村委員

重要な漁業というのは分かっています。ただ俺いつも言うけど、宮城の人間ってなんぼもいなくて、漁師する連中はみんな岩手の連中なんだよね。こいつらが宮城県の金融機関に金を下ろすかといえ、そうじゃないからね。岩手県に入ってるから優遇することないと思います。そこらは、回答はいいですよ。

○事務局 阿部事務局長

木村委員の御提言賜りたいと思います。ただ、県の方から見ればこの大型定置も非常に、市場にとっても重要な部分ですし、石巻では江ノ島から田代島までの定置で数十億の水揚げもして、背後地のその供給にも寄付している部分も実態がありますので、木村委員の御提言賜りまして、今後検討させていただきたいと思います。

○關会長

今後検討されるそうですので、この場は了解いただきたいと思います。
他にございますか。伊藤委員お願いします。

○伊藤委員

この定置の保護区域というのがあるんだけど、これ見ると罰則というのが全然載ってないんだよね。昔はうちの雑魚定置に垣網を横切って刺し網している奴いたんだよ。それ

から身網の中にならぎの針で中の魚を引っ掛けて、持ってく奴もいたんだ。これ捕まえたんだけどさ、何も罰則規定ないから何もできないじゃないか。どういうふうにすればいいんだろうな。

○關会長

芳賀さんお願いします。

○事務局 芳賀次長

今の伊藤委員の御質問、罰則の方はこの委員会の内容に記載しておりませんが、委員会指示違反ということになりますと、裏付け命令という手続きが必要ですが、漁業法に基づく罰則が適用されますので、二段階の手続きになりますが、罰則が適用されます。あと、先ほどのその例の中で仙南地域での定置のトラブルというお話だと思うんですが、今回の県の方で水深の27m以上に設置する定置漁業権と言われるものに対する保護区域の委員会指示でございますので、仙南の方ですと第2種共同漁業権に基づく定置網ということになってきますので、今日の審議での保護区域とはルールの方は別になりますので御承知いただければと思います。

○關会長

よろしいですね。その他ございませんか。

菊田委員どうぞ。

○菊田委員

今年からの年間操業になって、小型船の中の人たちでもその良い悪いと反対意見もあったので、この保護区域の中であんまりトラブルのないようにやっていただければと思います。

○關会長

そのとおりですね。是非、そのように御協力お願いします。

○關会長

他にございませんでしょうか。

なければ、「定置漁業の保護区域の設定に関する委員会指示（案）について」、指示を発動することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。よって異議なしと認め、原案どおり委員会指示を発動すること

に決定いたします。事務局は公報登載手続きをお願いします。

----- 審議事項終了 -----

【協議事項】

○關会長

次に、協議事項に入ります。

協議事項「岩手・宮城両県海区漁業調整委員交流会について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 瀧上主事

協議事項「岩手・宮城両県海区漁業調整委員交流会について」、御説明させていただきます。1ページ目、こちらが今年度、来月を予定しております第16回岩手・宮城両県海区漁業調整委員交流会の開催案でございます。1つ目の、岩手、宮城両県海区漁業調整委員会交流会についてですが、隣接する岩手海区は漁場条件が類似していることから営まれている漁業において共通の課題を抱えており、委員の活動の一環として両県海区について、相互理解を深め合いながら、有意義な意見交換を行うものとなっております。2つ目の開催日時や場所ですが、前回と変わらず令和5年9月6日(水)を予定しており、午後3時30分から午後5時までを予定しております。場所といたしましては、前は盛岡市観光文化交流センタープラザおでってということで御説明させていただきましたが、今回変わりました。岩手県水産会館5階大会議室ということで、情報交換会の会場に近い会場となりました。出席者といたしましては、両県海区委員の皆様、それから両県職員、両県海区の事務局を想定しております。当日の交流会の議題につきましては、4議題ほど岩手海区とも調整して参りました。まず、ポツの1つ目でございますが、相互入会している漁業のこれまでの調整経過ということで、両県の円滑な協調操業体制を実現するという事で、両県でいさだ、いかつり、いるかの突棒漁業において、両県の共同利用海域を設定してございます。その辺に関する調整経過と直近の状況につきましては、開催県から一括説明ということで、今年度は岩手県さんの方から御説明いただく予定としてございます。2つ目の議題でございますが、くろまぐろの漁獲管理についてということで、岩手県、宮城県両県から資料の説明をしたいと考えてございます。3つ目が漁業権の免許についてでございます。こちらにつきましては、漁業法が改正して初めての漁業権の免許となりますので、両県よりそれぞれの状況について御説明いたします。最後4つ目でございますが、漁業担い手確保に係る取組についてということで、両県よりそれぞれの状況について御説明いたします。当日、意見交換いただく議題としましては、こちらの4つの議題を現在のところ考えてございます。こちらの意見交換が終わりましたら、(2)の情報交換会ということで、午後5時30分から午後7時まで、場所は北ホテルということで、交流会の開催会場であります岩手県水産会館から道路を挟んだ向かいだと伺っております。こちらで情報交換会を開催したいと考えてございます。参考として、前回の交流会及び情報交換会の内容を載せております。

次のページ、当日9月6日の日程案でございますけれども、午前中11時から第498

回宮城海区漁業調整委員会を県庁及び気仙沼合同庁舎で開催することとしております。

11時からお昼まで海区委員会を開催いたしまして、その後御昼食を各自でとっていただきまして、13時40分に仙台駅の3階新幹線中央口改札前に集合していただきたいと考えております。その後、13時54分の新幹線に乗りまして、14時23分盛岡駅到着、タクシーで岩手県水産会館の方に移動したいと考えてございます。気仙沼合同庁舎での動きとしましては、12時に海区委員会終了後、公用車で一ノ関駅まで向かう途中で昼食をとっていただき、14時14分の新幹線に乗って、14時54分盛岡駅到着、タクシーで岩手県水産会館に移動したいと考えてございます。その後、15時30分から17時まで交流会を開催し、17時30分から19時まで情報交換会、その後情報交換会終了後、タクシーで盛岡駅へ移動し、帰りは再び新幹線となります。時刻は下に記載してございます。こちらが今年度の第16回の交流会の開催の案となっております。

2ページ目をお開きください。こちらが隣県海区との交流会に係る対応要領でございます。こちらの主な部分でございますけれども、3番の委員の対応体制でございますが、原則として全委員の皆様を対象としておりますが、開催海区に出向く場合は下記のとおり対応することができるとなっております。今回は岩手海区さんに出向く番でございます。

(1)にあります。岩手海区さんに出向く場合は会長、学識経験委員、利害関係を有しない委員及び金華山以北の地区に住所を有する漁業者委員の方々に対応をお願いしております。3ページ目が実際に対応をいただきたいと考えております委員の方々には丸印を付けさせていただきましたので、日程調整等もあわせまして対応をよろしくお願ひしたいと考えてございます。4ページ目以降は、平成14年からの第1回の交流会から昨年までの交流会までの内容、意見交換の議題等につきまして、添付させていただきましたので、後ほど御確認いただければと思います。あと委員の皆様には資料の一番最後に第14回岩手・宮城両県海区漁業調整委員交流会出欠確認表を添付させていただきました。こちらに当日の午前中に開催予定の海区委員会への出欠について、交流会への出欠、情報交換会への出欠につきまして記入の上、事務局の方へ提出いただきたいと思います。本日、御記入いただける場合には後ほど事務局の方へ御提出いただければと考えてございまして、岩手海区さんの出席者等の調整もございまして、今月29日までに事務局の方に御連絡いただければと思います。以上で説明の方を終わらせていただきます。

○關会長

県からの説明終わりましたので質疑に入ります。御質問ありましたら御発言願ひます。

なければ、協議事項「岩手・宮城両県海区漁業調整委員交流会について」はこれまでとします。

----- 協議事項終了 -----

【その他】

○關会長

その他に移ります。ございますか。

なければ事務局から事務連絡願ひします。

○事務局 高橋総括次長

それでは、事務局から2点御連絡させていただきます。1つ目は旅費の支給日の取扱いが今後変わりますので、それについて皆様に連絡させていただきます。現在のこういった委員会に出席される場合、旅費については報酬と合わせて、毎月21日に支給されていたんですけども、この取扱いが変更されて、今後旅費の支給については、報酬とは別に随時支給するということになりますので、御理解の方をよろしくお願いします。

2つ目は、次回の海区漁業調整委員会の開催日時についてです。今の瀧上の方から説明させていただきましたとおり、今回は9月6日(水)午前11時から、場所は県庁12階の第2会議室若しくは気仙沼合同庁舎の方で開催を予定しております。

また、先ほど説明しましたとおり、その後、岩手海区との交流会を予定しておりますので、出席される方は本日お渡ししました出欠確認表を8月23日までに提出いただければと思います。もし今日すでに書かれているということであれば、事務局の方に提出いただければ、それで結構でございます。事務局からは以上です。

○關会長

どうもありがとうございました。

本日予定しておりました議題は、以上で全て終了しましたので、本日の委員会はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

○事務局 高橋総括次長

關会長、委員の皆様、長時間に渡りありがとうございました。

— 委員会終了 —

《議決（決定）事項》

審議事項

- (1) 秋さけ固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示（案）について
- (2) さより機船船びき網漁業の制限措置（案）等について
- (3) 定置・区画・共同漁業権の免許申請者の適格性について
- (4) 定置漁業の保護区域の設定に関する委員会指示（案）について

協議事項

岩手・宮城両県海区漁業調整委員交流会について

その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会 長 關 哲夫

署名委員 岩 沼 徳 衛

署名委員 伊 藤 新 造

書 記 千 葉 みゆき

